

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度 加入者向け

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ 令和4年度 保険料減免制度のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により次のどちらかの要件を満たす方は、保険料が減免となる場合があります。

### 要件1

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、  
又は重篤な傷病(療養期間が1カ月以上)を負った場合

⇒ **保険料の全額免除**

### 要件2

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の  
収入減少が見込まれ、以下(1)～(3)の要件をすべて満たす場合

⇒ **保険料の一部を減免**

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 令和4年の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のうち、収入の種類ごとに見た収入(売上)のいずれかが、令和3年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 令和3年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

※収入減少が見込まれる種類の令和3年の所得が0円(マイナスを含む)の場合は、減免額が0円となるため、減免できません。

※非自発的失業者に係る軽減制度の対象となる方は、減免の対象外となる場合があります。

### ■ 保険料減免の対象期間

令和4年度分の保険料のうち、納期限が次の期間のもの

◆**令和4年4月1日から令和5年3月31日まで**

詳しくはホームページをご覧ください



国民健康保険



後期高齢者医療制度

### ■ 申請方法・期限

要件に該当した方は、**裏面に記載の書類を郵送**  
で提出してください。

**申請期限: 令和5年3月31日まで(消印有効)**

郵送先: 〒951-8550 (住所記載不要)

新潟市役所 保険年金課 保険料減免担当

### ■ 問合せ先

◆国民健康保険料について

保険年金課 保険料係

電話番号: 025-226-1085(直通)

◆後期高齢者医療保険料について

保険年金課 高齢者医療係

電話番号: 025-226-1081(直通)

# 提出書類一覧

申請者		No.	国民健康保険料の場合	後期高齢者医療保険料の場合	書類様式等	
要件1・要件2の申請者すべて		①	国民健康保険料 減免申請書	後期高齢者医療保険料 減免申請書	所定様式	
要件1	死亡した場合	②	医師による死亡診断書		写し	
	重篤な傷病を負った場合	③	医師による診断書		写し	
要件2	収入減少が見込まれ、要件をすべて満たす場合	④	収入見込額等申告書	令和4年中の主たる生計維持者の収入見込額申出書	所定様式 ※複数の収入が減少した場合は、減少が見込まれる収入の種類ごとに書類を作成してください。	
		⑤	主たる生計維持者の令和3年中の収入及び所得が分かる書類 (給与明細書・確定申告書の控えなど)		写し	
		⑥	主たる生計維持者の令和4年中(1月から12月)の収入が分かる書類 (給与明細書・収入が確認できる帳簿など)		写し	
	【追加で必要な書類】 右記理由による場合	失業した場合	⑦	失業をしたことを証明する書類 (退職証明書・解雇通知書・離職票・雇用保険受給資格者証など) ※国民健康保険料の場合のみ 非自発的失業者に係る軽減制度の対象となる方は減免の対象外となる場合あり	写し	
		事業等の廃止をした場合	⑧	廃業したことを証明する書類 (税務署に提出する事業廃止届や異動届の控えなど)		写し
		保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合	⑨	その補填されるべき金額を証明するもの (帳簿・保険契約書 など)		写し

※ 所定様式の①と④は、新潟市ホームページからダウンロード（印刷）できます。

表面のQRコードを読み込んでいただくか、下記のとおり市ホームページから該当ページを表示してください。

【国保】 トップページ > 暮らし・手続き > 保険・年金 > 国民健康保険 > 国民健康保険料 > 保険料の軽減・減免

【後期】 トップページ > 暮らし・手続き > 保険・年金 > 後期高齢者医療制度

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免について

## 留意事項

- ◆ 申請の際の郵送料や提出書類の作成に係る一切の費用は申請者の負担となります。
- ◆ 申請の時期に関わらず、7月にお送りした令和4年度保険料納入通知書には、減免は反映されていません。
- ◆ 減免額は、別途お送りする減免承認・不承認通知書や保険料の変更通知書によりご確認ください。  
なお、多数の申請が予想されるため、申請状況により通知が遅くなる場合がありますのでご了承ください。  
また、納付済みの保険料が減免された場合には還付します（未納保険料がある場合は充当します）。
- ◆ 納付の猶予について  
納期限が到来する前の保険料について、納付が困難な方は、申請により最大6か月間、納付の猶予が認められる場合があります。